

事業主殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

島根支部長

令和7年度「障害者職業生活相談員資格認定講習」の開催について

当支部の業務運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者雇用の促進に関する法律」第79条により、障害者を5人以上雇用する事業所には、障害者の職業生活全般にわたる相談・援助を行うため、「障害者職業生活相談員」の資格を有する者のうちから相談員を選任し、管轄の公共職業安定所に届け出ることが義務づけられています。

つきましては令和7年度「障害者職業生活相談員資格認定講習」を下記の通り開催いたしますので、ご案内いたします。

記

- 1 開催日程 第1回：令和7年9月17日（水）～19日（金）の3日間
- 2 開催方法 オンライン講習
※1日目は12：30～16：55
2日目は12：30～16：35
3日目は10：30～15：50の予定です。
- 3 受講対象者 障害者を雇用している島根県内の事業所に勤務される方で、当該事業所の障害者職業生活相談員として既に選任されている又は選任予定の方。
※就労支援機関において就労支援に携わっている方及び過去に当講習を受講された方は対象となりません。
- 4 募集定員 70名程度
- 5 受講準備 裏面のオンライン配信受講に係る受講規約をご確認ください。 承諾いただいた方のみ受講できます。
- 6 申込方法 島根支部 HP：【JEED 島根支部】で検索→注目情報→認定講習開催のご案内→受講申込書
受講申込書(Excel)をダウンロードし必要事項を入力の上8月8日(金)までにメールに添付してお申し込みください。（必着） ※件名：認定講習申込（事業所名）
※1事業所当たり1～2名の受講とさせていただきます。
- 7 受講通知 受講者には開催日の概ね2週間前に受講通知書をお送りいたします。
※受講料は無料です。3日間の受講カリキュラムを全て修了した方に、法律で定められた「障害者職業生活相談員」の資格が付与されます。（修了証書を交付）
- 8 その他 オンライン講習とは別に任意受講として希望者の方へ松江養護学校乃木校舎の見学（営業日の見学）を実施します。多くの参加をお待ちしております。
実施日：9月30日（火）又は10月7日（火）10時より12時頃までの予定。

以上

【お問合せ・申込先】

〒690-0001 松江市東朝日町 267 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

島根支部 高齢・障害者業務課 担当：今村・飯野 TEL：0852-60-1677 FAX：0852-60-1678

申込先：e-mail：shimane-kosyo@jeed.go.jp

※オンライン配信を受講する場合、下記の受講規約を承諾したものとします。

＜オンライン配信受講に係る受講規約＞

1. 受講の準備

- (1) 受講者の負担においてセキュリティが確保されたネットワーク環境を確保した上で、受講してください。フリーWi-Fi など暗号化されていないネットワークは使用しないでください。
- (2) オンライン配信は Zoom を利用します。端末には最新のマルウェア対策ソフトをインストールしてください。
- (3) 受講に当たっては、事前に送信した資料をお手元にご準備ください。
- (4) オンライン配信が受講できる環境であるかを確認するために、受講開始前に接続テストを行いますので、ご協力をお願いします。
- (5) オンライン配信の受講に必要な URL は適切に管理し、受講者以外の方がアクセスすることのないようにしてください。

2. 受講の留意点

- (1) オンライン配信に係る著作権は機構に帰属します。配信内容の録音、録画、撮影、電子媒体への取込み、SNS や YouTube 等による拡散等は絶対に行わないでください。違反があった場合には、著作権侵害、講師の肖像権侵害の問題となります。
- (2) 受講中はカメラ及びマイクの設定は事務局の指示がない限り常に OFF（ミュート）にしてください。なお、機構にて強制的に映像・音声の操作を行うことがあります。受講中、講師へのチャット機能による質問等には個人情報等機微情報は含めないようにしてください。
- (3) 一定時間の受講確認ができないと機構が判断した場合は、当該科目を受講したとみなされない場合があります。
- (4) 下記行為について確認された場合は、受講を停止させる場合があります。
 - ① 法令又は公序良俗に違反する行為、犯罪行為に関連する行為
 - ② 他の受講者または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、不正アクセス・妨害したりする行為
 - ③ 機構が受講を承認していない者を同席させたり、受講者に代わって受講させたりする行為、なりすまし行為
 - ④ 宣伝、広告、勧誘または営業行為、或いは反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
 - ⑤ その他、機構が不適切と判断する行為

3. オンライン配信の中止

以下のいずれかの事由があると判断した場合、受講者に事前に通知することなくオンライン配信の全部又は一部の提供を中止することがあります。

- ① 地震、落雷、火災、停電又は天災や機構が利用する通信回線の不具合等により、オンライン配信が困難となった場合
- ② その他、機構がオンライン配信の実施が困難と判断した場合

4. オンライン配信の受講ができなかった場合の取扱い

- (1) 何らかの原因でオンライン配信を中止した場合、又は受講者自身の原因でオンライン配信が受講できなかった場合は、今後開催する障害者職業生活相談員資格認定講習（オンライン配信かどうかは問いません。）を受講いただくことになります。
- (2) (1)のうち、オンライン配信により一部の科目が受講できなかった場合は、受講できなかった科目を受講できた時点で修了したものとします。ただし、オンライン配信の一部が未受講となった年度の翌年度末までの取扱とします。

5. その他…損害賠償、免責事項、専属的合意管轄等については必ず申込書裏面をご確認ください。